給湯省エネ
2026事業

交付申請等の要件について
（交付申請の手引き）

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

2026年7月24日版

給湯省エネ2026事業事務局

ホームページ
https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
0570-081-789
（IP電話等からのお問い合わせ先）
03-6629-1646

受付時間
9:00～17:00（土・日・祝含む）

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

はじめに

住宅省エネ2026キャンペーンについて

「**住宅省エネ2026キャンペーン**」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。
（例：外窓、高効率給湯器等）

住宅省エネ
2026キャンペーン

新築住宅におけるキャンペーン対象事業

みらいエコ住宅2026事業

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有するGX志向型の新築住宅の取得、もしくは子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対して支援

- ◆注文住宅の新築
- ◆新築分譲住宅の購入
- ◆賃貸住宅の新築

いずれか

給湯省エネ2026事業

特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に特化して支援

- ◆高効率給湯器の設置

みらいエコ住宅2026事業（新築）は住宅全体に補助を行うため、給湯省エネ2026事業との併用はできません。

各補助事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2026キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。
交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

≪交付申請時のイメージ≫

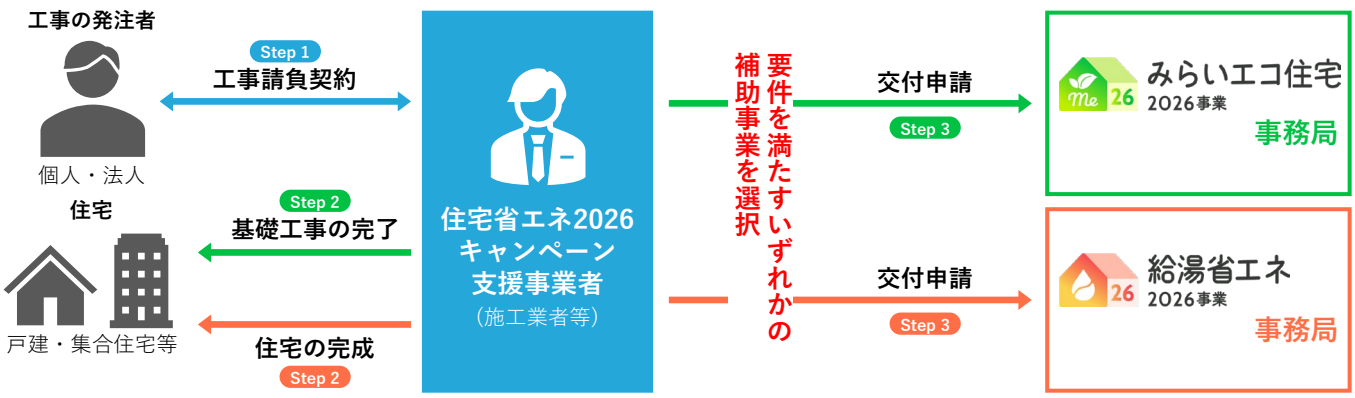

目次

第1章 事業概要 4

1－1 目的・趣旨 5
1－2 事業名称 5
1－3 事業予算 5
1－4 補助対象事業 5
1－5 補助対象者・申請者 6
1－6 給湯省エネ事業者の登録 7
1－7 給湯省エネ事業者の要件 7
1－8 補助対象製品・補助額 8
1－9 着工日と交付申請の時期 9
1－10 補助金の交付と還元 9
1－11 事業スケジュール 10
1－12 補助の対象外 11
1－13 補助金の返還 12
1－14 補助金の併用 12

（注）第1章は給湯省エネ2026事業の各種手引きで共通の内容となっています

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細 13

2－1 事業イメージ 14
2－2 補助対象になる方 14
2－3 補助対象になる住宅 16
2－4 補助対象期間 16

第3章 補助対象製品要件/補助額・補助上限の詳細 17

3－1 補助対象製品について 18
3－2 ヒートポンプ給湯機(エコキュート) 19
3－3 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） 20
3－4 家庭用燃料電池(エネファーム) 21
3－5 補助の対象とならない機器・工事例 22

第4章 申請手続きの詳細 23

4－1 申請手続きの流れ 24
4－2 住宅省エネポータルについて 25
4－3 アカウントについて 25
4－4 事業者登録の手順 26
4－5 不動産売買契約(原契約)の締結 26
4－6 共同事業実施規約の締結 27
4－7 交付申請の予約（任意） 28
4－8 工事の完了・住宅の引渡し 29
4－9 交付申請 30
4－10 交付決定 32
4－11 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込) 32
4－12 書類の保管 33

第5章 添付書類の詳細 34

第6章 その他 49

6－1 エネルギー小売業者による申請の代行について 50
6－2 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について 51
6－3 交付決定時の郵送物 53
6－4 補助金の確定・交付時の郵送物 53

第7章 更新履歴 54

給湯省エネ
2026事業

K3

購入・工事タイプ
新築分譲住宅

※戸別申請のみ

第1章　事業概要

本事業 共通

本手引き注釈記号の扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第1章 事業概要 本事業 共通

1－1　目的・趣旨

給湯省エネ2026事業(以下、「本事業」という)は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行うことにより、その普及拡大を図り、「2030年度におけるエネルギー需要の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

1－2　事業名称

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
(給湯省エネ2026事業)

1－3　事業予算

570億円（令和7年度補正予算）

※うち、36億円については、電気蓄熱暖房機および電気温水器の撤去に対する補助を予定

1－4　補助対象事業

本事業は、住宅の所有者である消費者等*1が、戸建・共同住宅等によらず、新築または既存住宅において、施工業者・販売事業者またはリース事業者等*2と契約を締結し、一定の性能を満たす高効率給湯器の導入を行うリフォーム工事またはリース利用等をする事業(以下、「補助事業」という)に対して、補助を行います。

＊1　本事業の利用を希望する消費者等のうち、給湯省エネ事業者と工事請負契約、不動産売買契約またはリース契約を締結し、共同して補助事業を行う住宅所有者等を「共同事業者」といいます。

＊2　施工業者・販売事業者またはリース事業者等は、本事業の参加にあたっては、予め「給湯省エネ事業者」としての登録を受ける必要があります。

Ｊ－クレジット制度への参加表明について

経済産業省、環境省および農林水産省では、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度(Ｊ－クレジット制度)を運営しています。

経済産業省では、個人向けの省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入補助金において、個人の設備導入により得られるCO2等の排出削減分について、国が一括でとりまとめ、Ｊ－クレジットを創出する事業(リンケージ事業)を実施しており、本事業においても、導入される高効率給湯器により削減されるCO2等について、Ｊ－クレジットを創出する事業にご協力いただきたく存じます。

制度の詳細はＪ－クレジット制度のホームページ(https://japancredit.go.jp)をご確認ください。

本事業では、高効率給湯器を導入する共同事業者が個人である場合、本事業の申請時に、共同事業実施規約上においてＪ－クレジット制度に参加することへの意思を表明していただきます。参加意思を表明しない場合は、補助対象となりません。

Ｊ－クレジット制度に基づいて、本事業の対象機器を設置した共同事業者のCO2削減量をクレジット化するために、(ａ)事務局が指定するＪ－クレジット事業実施団体*3または(ｂ)地方公共団体・民間団体等が管理するプログラム*4 *5へ入会いただきます。

＊3　(ａ)を選択した場合、Ｊ－クレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、事務局が指定するＪ－クレジット事業実施団体は「Ｊ－グリーン・リンケージ倶楽部」になります。

＊4　(ｂ)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。
こちらの場合はご自身での加入手続きをお願いいたします。(該当するプログラムがない場合は(ａ)を選択してください)

＊5　別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の対象機器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(ｂ)を選択いただき、プログラムの申告が必要です。

入会後は、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するため、無作為に選ばれた方々に対して、年一回のモニタリング(削減量等の計測)等の調査への協力をご依頼させていただきます。
モニタリング等の調査については、協力依頼と同封するマニュアルに沿って頂ければ、大きな負担無く実施可能なものとなっております。(費用はかかりません)

1－5　補助対象者・申請者

本事業では、住宅の所有者である消費者のうち、高効率給湯器を設置する工事発注者、もしくは高効率給湯器を設置した住宅の購入者等が補助対象者となります。

補助金の交付申請は、補助対象者が共同事業者となり、高効率給湯器の設置もしくは利用に伴う契約を締結した給湯省エネ事業者と共同で行います。

具体的な手続きは、以下の申請区分に応じたそれぞれの給湯省エネ事業者が代表して行います。

給湯省エネ事業者は、共同事業者から依頼を受けた本事業の交付申請手続きを遅滞なく、適正に実施する必要があります。

また、当該手続きの進捗に関する共同事業者からの問い合わせに誠実に対応する必要があります。

申請区分	設置する住宅	補助対象者（共同事業者）	締結する契約	交付申請者（給湯省エネ事業者）＊1
購入・工事	新築注文住宅	住宅の建築主	工事請負契約＊2	建築事業者＊2（工事請負業者）
	新築分譲住宅	住宅の購入者	不動産売買契約	販売事業者（販売代理を含む）
	既存住宅（リフォーム）	工事発注者	工事請負契約	施工業者（工事請負業者）
	既存住宅（購入）	住宅の購入者	不動産売買契約	販売事業者（販売代理を含む）
リース利用	新築注文住宅	給湯器の借主	リース契約（賃貸借契約）	消費者とリース契約を締結するリース事業者
	新築分譲住宅			
	既存住宅（リフォーム）			

＊1　高効率給湯器を導入し、本事業に給湯省エネ事業者として登録されているエネルギー小売業者（電力会社、ガス会社等）と電力・ガス契約をしている場合、共同事業者はエネルギー小売業者に補助金の申請および交付を受けることを委任することもできます。詳細はP50参照。

＊2　新築注文住宅を複数の事業者と契約（分離発注）して建築を行う場合、本事業の補助対象になる高効率給湯器の設置を含む契約をした施工業者が交付申請を行います。

補助対象者、補助対象となる住宅等の対象要件の詳細については第2章を参照してください

1－6　給湯省エネ事業者の登録

「給湯省エネ事業者」とは、補助対象者(共同事業者)に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。
給湯省エネ2026事業への参加にあたっては、住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より「事業者登録規約(住宅省エネ2026キャンペーン)」および「事業者登録規約(給湯省エネ2026事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「給湯省エネ事業者」として登録を受ける必要があります。

なお、住宅省エネ支援事業者および給湯省エネ事業者の登録は、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

補　足

□ **給湯省エネ事業者の不適切な行為に対する事業者登録の停止等**
本事業における不適切な行為とは、経済産業省資源エネルギー庁所管事業補助金(以下、「資源エネルギー庁補助金」という)に関して規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。
本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとした給湯省エネ事業者に対して、給湯省エネ事業者としての登録の抹消または停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。
また、登録の抹消または停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

a)不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、
　また、既に交付決定を行った場合においては、その取り消し
b)不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(予約を含む)の全部または一部の却下、
　また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し
c)資源エネルギー庁補助金について、処分の通知から国が指定する期間までの交付申請の制限
d)住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
e)不適切な行為が行われた事実および処分内容の公表

＊1　本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1－7　給湯省エネ事業者の要件

給湯省エネ事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録されていること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること

補　足

□ **住宅省エネ支援事業者と給湯省エネ事業者について**
本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。
住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「給湯省エネ事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める本事業の交付申請を制限される者(1－12③参照)に該当しない場合に限ります。

□ **住宅省エネポータルとは**
事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各補助事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、
登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。

1－8　補助対象製品・補助額

本事業では、導入する高効率給湯器に応じて定額を補助します。
ただし、補助対象になる高効率給湯器は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たし、予め本事業の対象機器として事務局に登録された製品(以下、「補助対象製品」という)に限ります。

①基本額

設置する補助対象製品	補助額(基本額)	補助上限
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	7万円/台	戸建住宅　：いずれか2台まで 共同住宅等：いずれか1台まで
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	10万円/台	
家庭用燃料電池 (エネファーム)	17万円/台	

①の給湯器について、それぞれの性能加算要件を満たす場合、その性能に応じた定額を補助します。

※家庭用燃料電池(エネファーム)に性能加算はありません。

※性能加算要件の詳細はP19～20をご参照ください。

②性能加算額

設置する補助対象製品	補助額(加算額)
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	3万円/台
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	2万円/台

また、補助対象製品の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機もしくは電気温水器の撤去工事を行う場合もその工事に応じた定額を加算して補助します。

③撤去加算額

工事の内容	補助額(加算額)	補助上限
電気蓄熱暖房機の撤去	4万円/台	2台まで
電気温水器の撤去	2万円/台	①で補助を受ける台数まで

補助対象製品、補助額および補助上限の詳細については第3章を参照してください

1－9　着工日と交付申請の時期

着工日の定義、交付申請および交付申請の予約が可能になる時期は以下のとおりです。

申請区分	設置する住宅	着工日	以降の予約が可能	以降の交付申請が可能
購入・工事	新築注文住宅	建築着工日*1	建築着工日*1	住宅の引渡し
	新築分譲住宅	住宅の引渡日	不動産売買契約の締結日	
	既存住宅(リフォーム)	給湯器(1台目)設置開始日	契約工事全体の着手日	工事の引渡し、または共同事業者による給湯器の利用開始のいずれか早い方
	既存住宅(購入)	住宅の引渡日	不動産売買契約の締結日	住宅の引渡し
リース利用	新築注文住宅	住宅の引渡日	リース契約の締結日	住宅の引渡し
	新築分譲住宅			
	既存住宅(リフォーム)	給湯器(1台目)設置開始日		工事の引渡し、または共同事業者による給湯器の利用開始のいずれか早い方

※　表中の給湯器は本事業の補助対象製品をいいます。

＊1　新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、「補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の建築着工日」です。

1－10　補助金の交付と還元

補助金は交付申請を行った給湯省エネ事業者に交付され、給湯省エネ事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。
還元方法については、申請の前に作成する本事業の『共同事業実施規約』(様式3)により、予め両者で合意するものとします。

①補助事業に係る契約代金に充当する方法
②現金で支払う方法
※リース利用の場合は、一定期間リース料金と相殺することを含む

※還元方法が「②現金で支払う方法」の場合、還元時期について予め両者で合意するものとし、給湯省エネ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

補　足

□ **交付される補助金の会計処理について**
本補助金の受益者は、あくまでも共同事業者である新築注文住宅の建築主、新築分譲住宅の購入者、リフォーム工事発注者およびリース契約の借主です。
給湯省エネ事業者にとって、交付される補助金は、
①の場合、共同事業者が支払うべき工事代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」
②の場合、共同事業者に支払うための「預り金」
として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。

□ **給湯省エネ事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について**
速やかに事務局にご相談ください。

1－11 事業スケジュール

契約日の期間	着工日以前
着工日*1の期間	2025年11月28日以降
交付申請の予約受付期間	2026年3月31日*2 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年11月16日まで)*3
交付申請の受付期間	2026年3月31日*2 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年12月31日まで)*3

＊1　着工時期に疑義がある場合、追加調査等の対象になることがあります。(着工日の定義は1－9をご参照ください)
＊2　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
＊3　交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

1－12 補助の対象外

以下の①から③に該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

◆同一の補助対象製品に対し、複数回の補助を受けることはできません。

②給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)との重複申請

給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。

③本事業の交付申請を制限される者

以下のいずれかに該当する法人および個人は、本事業の交付申請を行うことができません。

◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*1である、

◆個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

＊1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号に規定するものをいいます。

◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者

◆過去3ヶ年度内に資源エネルギー庁補助金において、以下に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を行った者を除く

a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

b) 不適切な行為を行った者

※本事業期間中に当該制限の解除をされた場合であっても、当該制限期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

なお、以下に該当する法人および個人は、本事業の交付申請を制限されることがあります。

◆住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業または以下のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者

a)こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
b)先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
c)給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
d)子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
e)先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
f)給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
g)賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
h)子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)
i)先進的窓リノベ2025事業(令和6年度補正予算)
j)給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)
k)賃貸集合給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

1－13 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

＊1　本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1－14 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

**自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。
窓口となる自治体等にご確認ください。
補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。
各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。**

■みらいエコ住宅2026事業(リフォーム)は、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。

本事業とみらいエコ住宅2026事業は、補助対象となる製品およびその性能要件が異なりますが、一部の補助対象となる機器は重複しています。
複数の高効率給湯器を導入した場合、給湯器の性能等に応じて両事業を併用し、それぞれ補助を受けることができます。(同一の契約および工期でも可)
ただし、両事業の補助対象である機器であっても、１つの機器に対して両事業の補助を受けることはできず、みらいエコ住宅2026事業の新築に対する補助を受けた場合、本事業は利用できません。

万一、みらいエコ住宅2026事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返金等の措置をとりますので、十分ご注意ください。

給湯省エネ
2026事業

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

第2章　補助対象者/住宅/期間要件の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。
＊0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

2－1　事業イメージ

本事業は、一定の性能を満たす補助対象製品が設置された新築分譲住宅の販売事業者*1(給湯省エネ事業者)が新築分譲住宅の購入者等(共同事業者)からの委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。

委託にあたっては、『本事業の共同事業実施規約』(様式３)を両者で締結します。

＊1　販売代理を含む

[申請イメージ]
申請区分：購入・工事タイプ
対象住宅：新築分譲住宅
契約種別：不動産売買契約

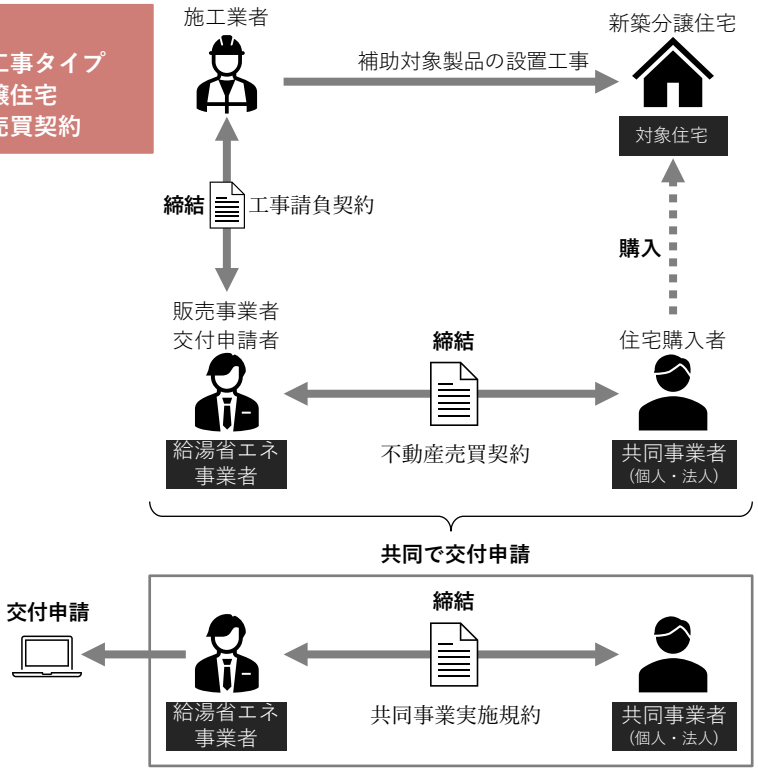

2－2　補助対象になる方

以下の①②を満たす方が、補助対象者(共同事業者)になります。
ただし、補助対象製品を導入する補助対象者(共同事業者)が個人である場合は③も満たす必要があります。

①補助対象製品を設置する住宅の所有者等である方

住宅の所有者等とは	◆住宅を所有する個人またはその家族 ◆住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人

※住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者は対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
＜住宅購入者が個人＞ 住宅購入者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	不動産売買契約書の住宅購入者と同一であること	P42～43
＜住宅購入者が法人＞ 法人の実在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および 法人担当者の本人確認書類			P47 P42～43

※次ページへ続く

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

② 給湯省エネ事業者と不動産売買契約*1を締結し、本事業の補助対象製品が設置された新築分譲住宅(戸建・共同住宅等を問わない)を購入する方

*1 **不動産売買契約書(原契約)の提出が必要です。**

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
不動産売買契約書(原契約)	(予約時) 交付申請時	買主が購入者、売主が給湯省エネ事業者	P37

補　足

□ **複数名義(連名)による共同発注について**
購入者のうち、任意の契約者が補助対象者として交付申請を行うことができます。

□ **補助対象製品のメーカーによる自社施工**
給湯省エネ事業者であり不動産売買契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の補助対象製品を施工する場合も補助対象になります。ただし、保証書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性があります。予めご了承ください。

□ **受注者と発注者が同一人格の契約について**
同一人格間の契約は成立しないため、補助対象になりません。
個人事業主が自らと不動産売買契約を締結する行為も、同一人格間であり、契約は成立しないため補助対象になりません。

□ **工務店の社長が自ら経営する工務店と工事請負契約を締結する場合**
社長個人と経営する会社(法人)は別人格であり、契約が成立するため、補助対象となります。

≪補助対象製品を導入する共同事業者が個人の場合≫

③ 共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法によりＪ－クレジット制度に参加することへの意思を表明していること

（a）事務局が指定するＪ－クレジット事業実施団体に入会予定*2

（b）地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み*3*4

*2 (a)を選択した場合、Ｊ－クレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、事務局が指定するＪ－クレジット事業実施団体は「Ｊ－グリーン・リンケージ倶楽部」になります。

*3 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。
こちらの場合はご自身での加入手続きをお願いいたします。(該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください)

*4 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象製品の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただきプログラムの申告が必要です。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

2－3　補助対象になる住宅

戸建住宅*1、共同住宅等*2の別を問わず、新築分譲住宅が対象になります。

新築分譲住宅 とは	購入(不動産売買契約の締結)時点で、 建築*3から1年以内の住宅、かつ居住実績がない住宅をいいます。 なお、本事業において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋*4をいいます。 ただし、以下に該当する建物に設置する給湯器は、原則補助対象となりません。 ㋐不動産登記や固定資産の課税において、住宅以外の用途に分類される ㋑(㋐が住宅であっても)現に住宅以外の用途に使用している(店舗や施設等)

＊1　戸建住宅とは、１つの住戸を有する建物のことをいいます。(店舗併用住宅を含む)
＊2　共同住宅等とは、２つ以上の住戸を有する建物のことをいいます。(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)
＊3　本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。
＊4　別荘、シェアハウス、セカンドハウス、賃貸住宅等を含みます。

補　足

☐ **別荘やシェアハウスについて**
要件を満たす場合は補助対象になります。
なお、住宅であっても、宿泊施設として営業している場合、補助対象にならない場合があります。

☐ **モデルハウスについて**
モデルハウスは展示施設であり、本事業において住宅に該当しません。
モデルハウスを展示後に販売する場合、当該給湯器は「中古品」であり、補助対象になりません。

2－4　補助対象期間

以下の期間に該当する補助対象製品の導入に係る新築分譲住宅の購入が補助対象となります。

期間	対象
契約日	「不動産売買契約の締結日」が着工日以前
着工日	「住宅の引渡日」が2025年11月28日～遅くとも2026年12月31日まで
交付申請の 予約受付期間	「不動産売買契約の締結日以降」の 2026年3月31日*5～遅くとも2026年11月16日*6
交付申請の受付期間	「住宅の引渡し後」の2026年3月31日*5～遅くとも2026年12月31日*6

＊5　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
＊6　予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。

給湯省エネ
2026事業

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

第3章　補助対象製品要件/補助額・補助上限の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

3－1　補助対象製品について

下表の高効率給湯器のうち、一定の性能を満たすものが、本事業の補助対象になります。
事務局に登録された補助対象製品は本キャンペーンホームページの【補助対象製品の検索】から確認できます。(https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search)

設置する高効率給湯器	補助額	補助上限(住戸あたり)	参照ページ
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	設置する補助対象製品の性能に応じて 1台につき7万円もしくは10万円	戸建住宅 ：いずれか2台まで 共同住宅等 ：いずれか1台まで	P19
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	設置する補助対象製品の性能に応じて 1台につき10万円もしくは12万円		P20
家庭用燃料電池 (エネファーム)	1台につき17万円		P21

ただし、補助事業に要する経費が補助額に満たないものは補助対象となりません。

※エコキュートとハイブリッド給湯機については、本事業で対象になっていない機器であっても、みらいエコ住宅2026事業にて補助対象になる場合があります。
詳しくは、みらいエコ住宅2026事業の「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。
(同一機器について複数の補助事業を重複して申請することはできません)

補　足

□ **戸建住宅に2台の補助対象製品を設置する場合について**
戸建住宅の住戸あたりの補助額上限は、補助対象製品いずれか2台までとなりますが、給水・給湯等の配管系統が同一の系統である場合は、1台のみが補助対象になります。
それぞれ別の配管系統である場合に限り、2台分の補助を受けることができます。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

3−2　ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

ヒートポンプの原理を用い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて必要なときにお湯が使えます。
補助額は定額であり、以下の性能加算要件を満たす場合、定額を加算し、補助します。

【要件について】

<table>
<tr><th>要件</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">性能要件
(必須)</td><td>以下、1)または2)に該当するものであること。

1)
◆エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第26号に掲げる電気温水機器であって、原則、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省告示第38号)」1(2)に規定する右表における区分ごとの基準エネルギー消費効率以上の機器であること。
◆インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること。

基準エネルギー消費効率省エネ基準
<table>
<tr><th colspan="5">2025年度目標の区分</th><th rowspan="2">2025年度
目標基準値</th></tr>
<tr><th>区分名</th><th>想定世帯</th><th>貯湯缶数</th><th>貯湯容量</th><th>仕様</th></tr>
<tr><td>A</td><td rowspan="2">少人数</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">—</td><td>一般地</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>B</td><td>寒冷地</td><td>2.7</td></tr>
<tr><td>C</td><td rowspan="8">標準</td><td rowspan="6">一缶</td><td rowspan="2">320L未満</td><td>一般地</td><td>3.1</td></tr>
<tr><td>D</td><td>寒冷地</td><td>2.7</td></tr>
<tr><td>E</td><td rowspan="2">320L以上
550L未満</td><td>一般地</td><td>3.5</td></tr>
<tr><td>F</td><td>寒冷地</td><td>2.9</td></tr>
<tr><td>G</td><td rowspan="2">550L以上</td><td>一般地</td><td>3.2</td></tr>
<tr><td>H</td><td>寒冷地</td><td>2.7</td></tr>
<tr><td>I</td><td rowspan="2">多缶</td><td rowspan="2">—</td><td>一般地</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>J</td><td>寒冷地</td><td>2.7</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2) おひさまエコキュート*1</td></tr>
<tr><td>性能加算
要件</td><td>基本の性能要件の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ないものとして、以下の要件に該当するものであること。
◆2025年度の目標基準値(JIS C 9220 年間給湯保温効率または年間給湯効率(寒冷地含む))+0.2以上の性能値を有するもの</td></tr>
</table>

*1　おひさまエコキュートについては、おひさまエコキュートに適した測定方法が確立されていないため、上記の基準エネルギー消費効率を満たしていないものも対象とします。

【補助額について】

基本額	性能加算要件を満たすもの
7万円/台	[基本額]7万円+[加算額]3万円/台 (合計10万円/台)

補　足

□ **想定世帯／寒冷地仕様・一般地仕様について**
本事業は、事務局に登録された補助対象製品を設置する事業が補助対象になります。
実際に補助対象製品を利用する世帯人数と、2025年度の目標基準に示される「想定世帯」が一致する必要はありません。
また、導入する補助対象製品の仕様(寒冷地仕様/一般地仕様)と、実際の設置場所が一致する必要もありません。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

3－3　電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたものです。
２つの熱源を効率的に用いることで、高効率な給湯が可能です。
補助額は定額であり、以下の性能加算要件を満たす場合、定額を加算し、補助します。

【要件について】

要件	内容
性能要件 **(必須)**	◆熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。 ◆一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)で、年間給湯効率が108%以上のものであること。 ◆インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を積極的に自家消費する機能を有するものであること。
性能加算要件	基本の性能要件の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ないものとして、以下の要件に該当するものであること。 ◆一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)に基づく年間給湯効率が116.2%以上のものであること。

【補助額について】

基本額	性能加算要件を満たすもの
10万円/台	[基本額]10万円＋[加算額]2万円/台 (合計12万円/台)

補　足

□ **ハイブリッド給湯機の補助熱源として新しくエコジョーズを設置した場合の他の構成事業との併用について**
国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)において、補助の対象となったエコジョーズやエネファームを補助熱源とするハイブリッド給湯機は本事業の補助対象になりません。

□ **ハイブリッド給湯機の設置時に既設のエコジョーズを利用する場合**
既存のエコジョーズを補助熱源とするハイブリッド給湯機も、本事業の補助対象となります。
ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)が入っていないことを前提とします。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

3－4　家庭用燃料電池(エネファーム)

都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。
エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が得られます。
また、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。
補助額は定額であり、性能加算はありません。

【要件について】

要件	内容
性能要件 **(必須)**	◆一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が公表する登録機器リストに登録されている製品 ◆ネットワークに接続可能な機種で、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に、稼働を停止しない機能を有するものであること。

【補助額について】

基本額
17万円/台

補　足

□ **エネファームのバックアップ用の熱源としてのエコジョーズを設置した場合の他の構成事業との併用について**
国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)において補助の対象となったエコジョーズやエコフィールをバックアップ熱源とするエネファームは本事業の補助対象になりません。

なお、エネファームとは別のシステム(系統が異なる等)として独立したエコジョーズ等を設置した場合は、要件を満たす両事業へそれぞれ申請し、補助を受けることができます。
交付申請の際は、同一の機器ではないことを確認するため、追加書類を求める場合があります。

□ **エネファームの設置時に既設のエコジョーズをバックアップ熱源に利用する場合**
既存のエコジョーズやエコフィールを、バックアップ熱源とするエネファームも、本事業の補助対象になります。
ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の構成事業(みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む)が入っていないことを前提とします。

第2章 補助対象者/住宅/期間要件の詳細

3－5　補助の対象とならない機器・工事例

以下のいずれかに該当する場合は補助対象になりません。

✕ 補助対象にならない機器	◆リフォーム工事の発注者が補助対象製品を購入し、その取り付けを給湯省エネ事業者に依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事) ◆中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器 ◆店舗併用型住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器 ◆倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器 ◆従前より省エネ性能が下がる機器 ◆自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY(自ら行うリフォーム工事)

補　足

□ **中古品、展示品について**
本事業は、「新品」の補助対象製品を補助対象とし、「中古品」は補助対象になりません。
ただし、開梱のみで返品された等、補助対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は補助対象となります。

展示する、しないに関わらず組立・設置・通水・通電のいずれかを行った給湯器は「中古品」です。

□ **既にある設備の入れ替え(リプレイス)の場合**
要件を満たしている場合は補助対象になります。

□ **既にある設備とは別に、新たに補助対象製品を増設する場合**
改修前より補助対象製品の数が増える場合も、各給湯器が要件を満たしている場合は補助対象となります。

給湯省エネ
2026事業

K3

購入・工事タイプ
新築分譲住宅

※戸別申請のみ

第4章　申請手続きの詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第4章 申請手続きの詳細

4－1　申請手続きの流れ

新築分譲住宅購入での交付申請における、本ポータルのアカウント発行から補助金の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。

凡例：対象住宅　本ポータル内　本ポータル外

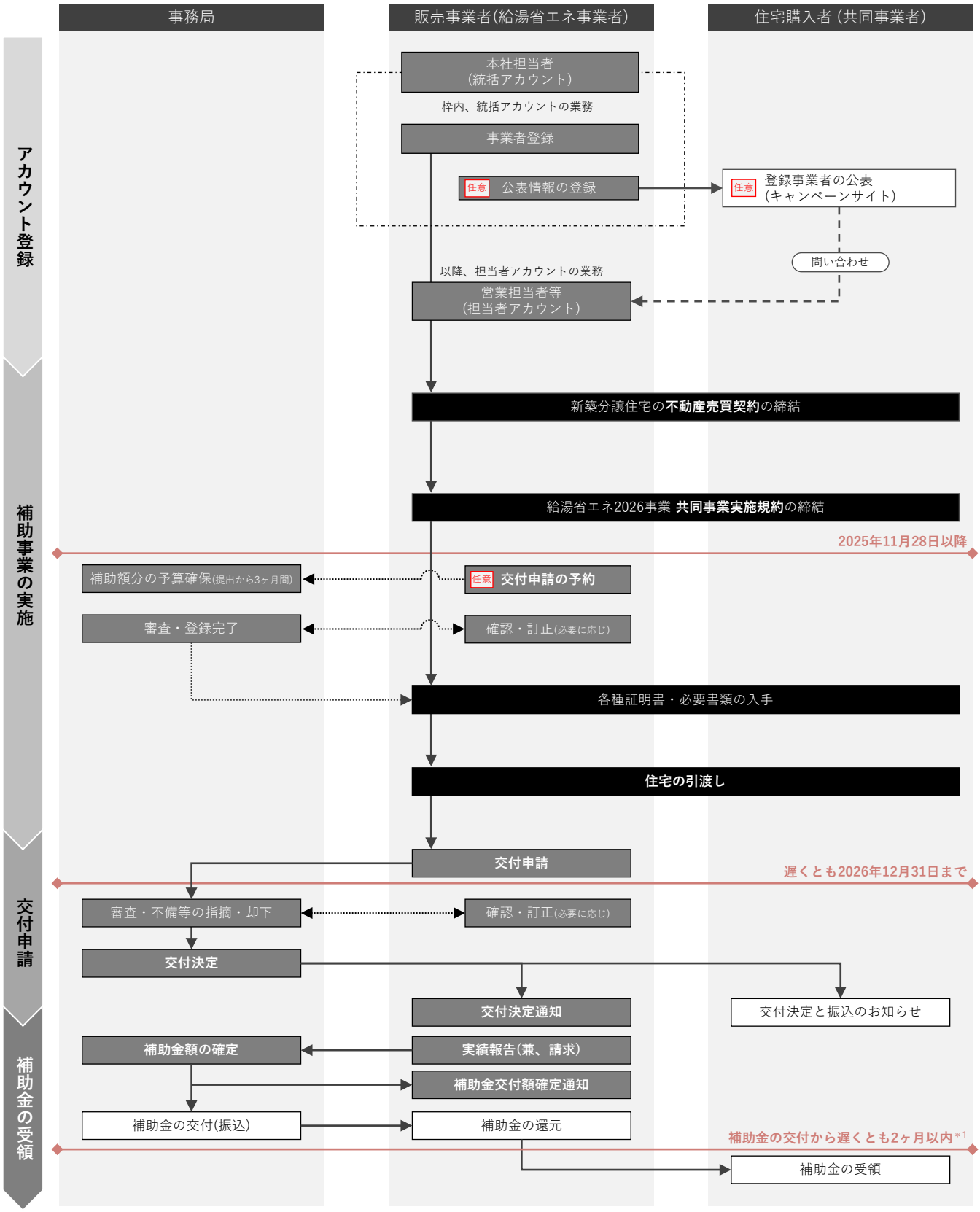

＊1　補助金の還元方法が「現金で支払う方法」の場合のみ

4－2　住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、補助対象製品の設置(取替)工事を行う給湯省エネ事業者が、事務局が提供するWEBシステム「住宅省エネポータル」上で行います。
工事発注者もしくは住宅の購入者等(共同事業者)の方が、自身で手続きを行うことはできません。

4－3　アカウントについて

本ポータルの利用にあたり、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下 ①～③ の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

①アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。

なお、統括アカウントは、事業者ごとに１アカウントのみ取得し、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者	新規事業者
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 **本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。（１事業者１アカウントのみ）**	アカウント自動発行*1 （新規発行は不要）	2026年3月10日 登録開始
担当者アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 **消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。（アカウント数に制限はありません）**	新規でアカウント発行依頼を行ってください （自動発行はされません）	2026年3月24日 登録開始

＊1 **「住宅省エネ2025キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2026年3月5日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。**
（新規アカウントで発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください）

②各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	**登録可**	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	－
各事業への参加申告	**登録可**	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	**登録可**	公表を希望する場合	×	－
交付申請（予約を含む）	**アカウントの連携が必要**			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	**登録可**	複数登録可
補助金振込口座	**登録可**	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	**すべての交付申請**	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	**自身が担当している交付申請のみ**	－

③アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。
アカウント連携は、統括アカウントに発行される**「登録事業者番号」**と**「連携用パスコード」**を担当者アカウントが本ポータル上で入力することで完了します。
パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

4－4　事業者登録の手順

以下①②の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

①住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆**すべての事業者が提出します。**
印鑑証明書	白黒可	◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆**住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。**
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆**住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。**

＊1　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

②給湯省エネ2026事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、給湯省エネ事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補　足

□ **本事業への事業者登録の停止**
給湯省エネ事業者として登録された後であっても、補助金の交付申請を制限される者(1－12③参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中に登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

4－5　不動産売買契約(原契約)の締結

販売事業者(給湯省エネ事業者)と住宅購入者(共同事業者)は、本事業の補助対象製品が設置された新築分譲住宅について、不動産売買契約を締結します。

※ 新築住宅の購入者が補助対象製品を購入し、その取り付けを依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事)は本事業の対象になりません。補助対象製品費用を含めて不動産売買契約を締結しているものが対象です。

4－6　共同事業実施規約の締結

本事業は新築分譲住宅の購入者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、販売事業者等(給湯省エネ事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。
事務局指定の**『給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約』(様式3)**は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認するべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

締結の際は、特に以下の点に留意してください。

◆交付規程等に記載されている要件等の確認
◆補助金の還元方法・還元時期
◆申請ができない場合等の取り決め
◆申請手続きに係る事務手数料の有無
◆建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベルの説明と配布
≪補助対象製品を導入する共同事業者が個人である場合≫
◆補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果について、Ｊ－クレジット制度への参加表明
（Ｊ－クレジット制度に関する記載は、P5をご参照ください）

≪共同事業実施規約のイメージ≫

（1枚目）

給湯省エネ 2026 事業
（様式 3）購入・工事・リース利用兼用

給湯省エネ 2026 事業事務局　殿

給湯省エネ 2026 事業 共同事業実施規約

給湯省エネ 2026 事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「給湯省エネ事業者」として登録を受けた施工業者等※1）並びに乙（本補助金に係る高効率給湯器等の導入に係る契約（以下、「本件契約」という。）を甲と締結する者※2）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

※1：機器の売買を含む工事請負契約（建設業法が定める建設工事の請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書／請書、工事請負契約書でも構わない）の元請事業者又はリース契約のリース事業者のこと（乙に電力又はガスを供給するエネルギー小売事業者を含む）
※2：機器の売買を含む工事請負契約（建設業法が定める建設工事の請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書／請書、工事請負契約書でも構わない）の発注者又はリース契約のリース契約者のこと

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条（要件等の確認）
甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
2　甲及び乙は、以下の①から⑪の全ての事項について、了解する。
① 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
② 本補助金の補助対象となる高効率給湯器等（以下、「補助対象製品」という。）の導入（以下、「本導入」という。）に対して、みらいエコ住宅事業を含め国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと（みらいエコ住宅事業において、新築住宅の補助を受けている場合を含む。）。
③ 国及び給湯省エネ 2026 事業事務局（以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。）が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、[illegible]について甲及び乙が提出した[illegible]交付申請（[illegible]「本[illegible]申請」という。）の情報を提供す[illegible]合があること。
④ 交付規程等に反して、若しく[illegible]虚偽の申告及び[illegible]の不[illegible]な手段（以下、「不適切な行為」という。）[illegible]補助[illegible]の交[illegible]受け[illegible]又は受けようとしてはならないこと。また、相[illegible]が不[illegible]切な行[illegible]行っている、又は行おうとしていることを知[illegible]たとき[illegible]直ちに[illegible]務局に報告しなければならないこと。
⑤ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者（甲及び乙、甲又は乙の取引先等）に対して、本交付申請の情報を提供し、調査（本導入を行った住宅への現地確認を含む。）を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
⑥ 乙は、本導入により設置した補助対象製品を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと。
⑦ 甲及び乙は、補助事業の完了から6年間、本事務局の承認なく、本導入により設置した補助対象製品を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、本補助金の返還命令の対象となること（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）。
⑧ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。（事務局等が実施するアンケートへの回答を含む）
⑨ 乙が個人である場合、補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果のＪクレジット化のために、Ｊ－クレジット事業実施団体（Ｊ－クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。）若しくは地方公共団体又は民間団体等が運営、管理するＪ－クレジット制度に基づく排出削減事業（プログラム）に参加する意思を表明しなければならないこと。ただし、ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合を除く。
⑩ 前各号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
⑪ 甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、（ⅰ）住宅省エネ 2026 キャンペーンのプライバシーポリシー及び（ⅱ）本事業のプライバシーポリシーが適用されること。
（ⅰ）https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/privacy/
（ⅱ）https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/privacy/

第2条（申告）
甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む、以下同じ。）、乙が法人である場合は乙の役員等が該当しないことを含む。
① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者（団体を含む。）
② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
2　乙は、同一補助対象製品について、前年度における本事業と同等の補助事業、又はみらいエコ住宅事業を含む国費が充当された他の補助金の交付申請を行っていないこと、又は行わないことを甲に申告する。

第3条（交付申請等）
本補助金における交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受[illegible]る。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等[illegible]続き[illegible]は甲の行う手続きに協力するものとする。
2　甲[illegible]手続[illegible]の受[illegible]乙に手数料（交付申請に必要な書類の取[illegible]に要す[illegible]費用[illegible]は含[illegible]ない。以[illegible]「手数料」という。）及びその他諸費[illegible]（振込[illegible]料等[illegible]の負[illegible]る場合、甲はその内訳をよく説明し、本[illegible]約に手[illegible]料の[illegible]額を明記しなければならない。
[illegible]甲及[illegible]本規約締結後交付申請が正しく提出されるまでの間、事[illegible]局が[illegible]補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行[illegible]況について、随時確認するものとする。

第4条（本補助金の支払と還元）
甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する（本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。）。
① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法
② 現金で支払う方法
2　本補助金の還元方法が前項②に定める方法の場合、甲は、乙と事前に合意した還元時期までに補助金相当額の金銭を乙に交付する。ただし、当該還元時期は、遅くとも、甲が本補助金の交付を受けた日から２カ月以内とする。
3　第１項の規程は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された本補助金を乙の相続人に還元することを妨げるものではない。
4　本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
5　甲は、第１項の補助金支払日又は令和９年３月31日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第１項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することができる。事務局等が指定した受領期限、又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条（本規約の解除）
乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより（ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより）本規約を解除することができる。
① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくは係る申立てを行うおそれがあると乙が合理的に判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
② 甲が事務所、店舗、営業所等を全て閉鎖した場合、その他甲が事業を

1

（2枚目）

給湯省エネ 2026 事業
（様式 3）購入・工事・リース利用兼用

継続していることが確認できない場合
③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
2　前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
3　第１項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）
甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
① 交付申請が正しく提出されるまでに、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
② 第１条第２項⑩により本補助金の交付を受けられない場合
③ 第２条において虚偽の申告をした場合
④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
2　甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条（補助金の返還等）
第１条第２項⑩により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
2　甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
3　事務局等は、本条第１項に定める本補助金の返還命令、第４条に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

2026 年 3 月制定

甲及び乙は、本書を２通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ１通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項
【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（各事項においていずれかに☑がない、又は記入がない場合は受理されません。）

①交付された補助金の還元方法	☐ 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務（支払）に充当する方法 ☑【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料	☑ 手数料・その他の諸経費の請求なし ☐ 手数料の請求有り（補助金が交付された場合）　金額（　　）円 ☐ 手数料の請求有り（補助金が交付されない場合も含む）　金額（　　）円 ※交付申請に必要な書類の取得に要する費用を含めない。 ※手数料を要する場合、これらの費用について、【甲】は【乙】に別途説明を行うこと
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベル	☑【甲】から、省エネ性能ラベル又は省[illegible]部位[illegible]の概[illegible]の説明を受け、工事後に当該ラ[illegible]布を[illegible]うこと[illegible]取り決め[illegible] 建築物の[illegible]エネ[illegible]能表[illegible]制度（[illegible]エネ性[illegible]ラベ[illegible]エネ部位ラベルの概要）についてはこちら
【乙】が個人の場合のみ記入 ④クレジット制度への参加表明	補[illegible]対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果について[illegible]②いずれかの方法によりＪクレジット化を実施する予定です。 いずれか☑ ☑ ①事務局が指定するＪ－クレジット事業実施団体（Ｊクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。）に入会予定 ☐ ② 地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名（⚠記入がない場合、受理されません。） ※ ①を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。甲及び乙は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、Ｊ－クレジット事業実施団体及び国へ提供されることに同意したことになります。 ※ ②を選択した場合、自身で参加するプログラムを探す必要があります。（該当するプログラムがない場合、①を選択してください）（参考：https://japancredit.go.jp/project/index.php#result） ※ ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合も②に記載してください。

締結日	令和 8 年 ● 月 ● 日

【甲】補助事業者（工事施工者）*1	【乙】共同事業者（工事発注者）*2
事業者名　給湯省エネ株式会社	氏名
代表者　工事　一郎　（給湯省エネ株式会社 印）	注文　太郎　（注文 印）
住所 〒100 - xxxx 東京都 千代田区 △△町 1-1-1	住所 〒100 - xxxx 東京都 港区 △△町 1-1-1

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印（法人は社印、個人事業主は実印）してください。
*1：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
*2：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

2

※本事業のホームページよりダウンロードできます。
※書類の作成方法については、P36をご参照ください。

4－7　交付申請の予約（任意）

補助金の交付が見込まれる新築分譲住宅の不動産売買契約を締結した場合、交付申請の予約を行うことができます。交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*1が確保されます。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請をする場合、必ずしも予約を行う必要はありません。
予算の執行状況を踏まえて、給湯省エネ事業者の責任において判断してください。

＊1　事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。（予約時に申告した補助金額を下回ることがあります）

①交付申請の予約受付期間 ：2026年3月31日*2 ～ 遅くとも2026年11月16日*3

＊2　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
＊3　交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、当該終了日までとなります。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2026年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。

②手続きの時期　　：不動産売買契約の締結日以降

※交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
　登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
※予約の完了はあくまでも不動産売買契約締結から交付申請までの期間に予算を確保するためのものであり、
　交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

補　足

□ **予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

□ **予約後の交付申請額**
交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

③交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：　●＝必須
　　○＝該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P36
不動産売買契約書(原契約)	●	白黒可	P37
住宅購入者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P42～43
≪住宅購入者が法人の場合≫			
法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P47
≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫			
住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	○	白黒可	P47

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。
※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

補　足

□ **補助対象製品の型番(型式)の決定について**
交付申請の予約には、補助対象製品を特定する「型番(型式)」の入力が必要です。
交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。
このため具体的な補助対象製品の性能等により補助額が算出でき、期限内に交付申請可能な工事のみ予約が可能です。

④予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下ａ）b）のうち、**いずれか早い日付まで**です。
有効期間を超過した予約は、交付申請の状況によらず失効します。**（事前の通知は行いません）**

ａ） 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後
（例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します）

b） 2026年12月31日

なお、以下ｃ）またはｄ）の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

ｃ） 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

ｄ） 予約承認後、交付申請を提出した日*1

*1　予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げられた場合、予算は確保されなくなります。

※有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

⑤注意事項

■給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)で補助金の交付を受けた給湯器は本事業に交付申請を行うことはできません。

■同じ不動産売買契約について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む)。事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■戸建住宅に2台の補助対象製品をそれぞれ別々に設置する場合、交付申請を行うことができます。ただし、交付申請ごとに補助要件を満たす必要があります。

■既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。

■事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、共同事業者等が変更になる場合、当該予約は無効となります。交付申請予約期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。

4－8　工事の完了・住宅の引渡し

2025年11月28日以降、および共同事業者との不動産売買契約の締結日以降の、補助対象製品が設置された住宅の引渡し(一般的には鍵の引渡し)が補助の対象となります。

第4章 申請手続きの詳細

4－9　交付申請

住宅の引渡し後の時点から交付申請を行うことができます。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の作成にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
予算の執行状況を踏まえて、給湯省エネ事業者の責任において速やかに手続きを行ってください。

①交付申請の受付期間　：2026年3月31日*1 ～ 遅くとも2026年12月31日*2

＊1　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
＊2　交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
　　交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

※予算の執行状況に応じて申請受付を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、
　補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

②手続きの時期　　：住宅の引渡し以降

③交付申請(戸別申請)に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：　●＝必須
　　○＝該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P36
不動産売買契約書(原契約)	●	白黒可	P37
製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	●	白黒可	P38～39
新築住宅確認書類(建築確認における検査済証)	●	白黒可	P40
工事【後】写真(設置台数分)	●	カラー	P41
住宅購入者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P42～43
≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合≫			
台所に設置したリモコンの型番(型式)*3 または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	○	白黒可	P44
≪台所リモコンの場合≫ 工事【後】写真*4(設置台数分)	○	カラー	P45
≪無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫ 工事【中】写真*4(設置台数分)	○	カラー	P46
≪無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫ 工事【後】写真*4(設置台数分)	○	カラー	P46
≪住宅購入者が法人の場合≫			
法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P47
≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫			
住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	○	白黒可	P47
≪性能加算を申請する場合≫			
性能加算要件の適合が確認できる書類 **(次ページに記載)**	○	-	P48

＊3　または本体とのセット型番
＊4　台所リモコン、無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる写真

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。
※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

※次ページへ続く

④加算要件における提出書類

【性能加算に該当する場合】

一部のハイブリッド給湯機について、性能加算を受けるためには、追加の写真の提出が必要です。
書類は本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例： ●＝必須
○＝該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合*1≫			
貯湯ユニットの銘板写真*2	○	カラー	P48
工事【後】写真*3（設置台数分）	○	カラー	P48

＊1　リンナイ製のハイブリッド給湯機のみ該当
＊2　貯湯ユニットの製品型番(型式)、製品番号(シリアル)、製造年月が確認できること
＊3　「給湯器本体の工事【後】写真」で貯湯ユニットの設置も確認できる場合は、同じ写真の提出でも可

⑤注意事項

■給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)で補助金の交付を受けた給湯器は本事業に交付申請を行うことはできません。

■事務局は、提出された交付申請に不備がある場合、当該交付申請を却下することがあります。
あるいは、期日を設定して確認・訂正を求め、当該期日までに不備の確認・訂正が行われない場合、当該交付申請は却下します。

■同じ不動産売買契約について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■戸建住宅に2台の補助対象製品を設置する場合、それぞれ別の給水・給湯等の配管系統であり補助対象製品ごとに補助要件を満たす必要があります。同一系統に対して2台目の補助対象製品を設置することは補助対象になりません。

■既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げを含む)、当該交付申請に含まれる新築分譲住宅の購入を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。

■事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助金事業への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(給湯省エネ2026事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けた給湯省エネ事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは給湯省エネ事業者より行ってください。

4－10 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、
申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、
『交付決定通知書』(様式4)を本ポータルにて発行し、
担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(住宅購入者に対しても交付決定を通知する『交付決定と振込のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書』(様式2)が作成され、これらの
書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

≪交付決定通知書のイメージ≫

補　足

□ **交付申請の取下げ**
交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の
取下げを申告できます。取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、
『取下げ申請書』(様式7)を提出してください。
(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。
本ポータルから却下依頼を行うことができます)

**ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。**

4－11 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行った補助事業について、給湯省エネ事業者の指定口座に振込を行います。
(当月20日頃までに交付決定を行った交付申請は、翌月末日振込予定)
補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき、補助金を確定し、振込を行います。

給湯省エネ事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。

還元方法が「現金で支払う方法」の場合、給湯省エネ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します)

**給湯省エネ事業者は、本ポータル上で『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)と
『交付額確定通知書』(様式6)がダウンロード可能となります。**

≪実績報告書(兼、請求書)のイメージ≫

≪交付額確定通知書のイメージ≫

交付決定後であっても、申請内容または共同事業者から補助金の取り扱いについて疑義等が発生した場合、当該調査の間、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

4－12 書類の保管

給湯省エネ事業者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後５年間、以下の書類については保存が必要です。
(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも問題ありませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

No.	書類名称		
1	様式２	交付申請書	手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。
2	様式４	交付決定通知書*1	
3	様式５	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式６	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	
6		不動産売買契約書(原契約)	
7		製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	
8		新築住宅確認書類(建築確認における検査済証)	
9		工事【後】写真(設置台数分)	
10		住宅購入者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	
		≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合≫	
11		台所に設置したリモコンの型番(型式) または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	
12		**≪台所リモコンの場合≫** 工事【後】写真 (設置台数分)	
13		**≪無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫** 工事【中】写真 (設置台数分)	
14		**≪無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫** 工事【後】写真 (設置台数分)	
15		**≪住宅購入者が法人の場合≫** 法人の実在確認ができる書類	
16		**≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫** 住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	
		≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫	
17		貯湯ユニットの銘板写真	
18		工事【後】写真 (設置台数分)	
19		その他、交付申請時に提出を求められた書類	

＊1　本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
必要に応じて共同事業者へ配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補　足

□ **取得財産等の管理と処分の制限**
本事業の補助金の交付を受けた共同事業者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象製品について、補助金の振込を受けた後、6年間(法定耐用年数)は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。
(補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸付等を行う場合を除きます)
なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、交付規程第22条第2項に規定する取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)の提出は不要とします。

給湯省エネ
2026事業

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

第5章　添付書類の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第5章 添付書類の詳細

提出書類一覧

	提出			書類名称	スキャン	参照ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
A	●	—	●	給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約	白黒可	P36
B	●	—	●	不動産売買契約書（原契約）	白黒可	P37
C	—	●	●	製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)	白黒可	P38～39
D	—	●	●	新築住宅確認書類(建築確認における検査済証)	白黒可	P40
E	—	●	●	工事【後】写真(設置台数分)	カラー	P41
F	●	—	●	住宅購入者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P42～43
≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合≫*1						
G	—	○	○	台所に設置したリモコンの型番(型式) または 無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書	白黒可	P44
H	—	○	○	**≪台所リモコンの場合≫** 工事【後】写真（設置台数分）	カラー	P45
I	—	○	○	**≪無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫** 工事【中】写真（設置台数分）	カラー	P46
J	—	○	○	**≪無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫** 工事【後】写真（設置台数分）	カラー	P46
≪住宅購入者が法人の場合≫						
K	○	—	○	法人の実在確認ができる書類	白黒可	P47
≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫						
L	○	—	○	住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類	白黒可	P47
≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫*1						
M	—	○	○	貯湯ユニットの銘板写真	カラー	P48
N	—	○	○	工事【後】写真（設置台数分）	カラー	P48

＊1　エネファーム、または給湯器本体のみで性能要件を満たしている場合は、追加書類提出の必要はありません。

※●は必須提出書類、○は該当する場合に提出する書類です。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※次ページ以降に記載の 指定様式 は事務局指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

※申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。（事務局が交付申請費用を請求することはありません）

補　足

□ **アップロードするファイルについての注意事項**

◆1ファイルあたり5MB以下としてください。（必要に応じて分割してください）

◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。

◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。（横向き書類は受理されないことがあります）

◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**（不鮮明な書類は受理されないことがあります）

◆添付タイプごとにまとめてください。（『共同事業実施規約』と『契約書』を１つのファイルにまとめることは不可）

第5章 添付書類の詳細

A 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ　給湯省エネ2026事業 共同事業実施規約　白黒可

≪共同事業実施規約のイメージ≫

指定様式　入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

（1枚目）

給湯省エネ 2026 事業
（様式 3）購入・工事・リース利用兼用

給湯省エネ 2026 事業 共同事業実施規約

給湯省エネ 2026 事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「給湯省エネ事業者」として登録を受けた施工業者等※1）並びに乙（本補助金に係る高効率給湯設備の導入に係る契約（以下、「本件契約」という。）を甲と締結する者※2）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

※1：補助の対象となる施工業者規約（建設業法が定める建設工事の請負契約に相当する内容を含む内容であれば、応募時点書、及び事業（調書、工事請負契約書等でも構わない）の取り決めごと

※2：補助の対象となる施工業者規約（建設業法が定める建設工事の請負契約に相当する内容を含む内容であれば、応募時点書、及び事業（調書、工事請負契約書等でも構わない）の取り決めごと

甲及びは、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条（要件等の確認）

第2条（申告）

Sample

（2枚目）

給湯省エネ 2026 事業
（様式 3）購入・工事・リース利用兼用

第7条（補助金の返還等）

2026 年 3 月制定

甲及びは、本規約を締結するに当たり、次の通り確認します。

交付申請にあたり同意や確認を行っておく事項
【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（事業者においてすべてに☑がない、又は記入がない場合は受理されません）

①交付された補助金の還元方法
□ 本体販売に係る【乙】の【甲】に対する債務（支払）に充当する方法
☑ 【甲】が【乙】に現金で支払う方法

②申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料
☑ 手数料・その他の諸経費の請求なし
□ 手数料の請求有り（補助金が交付された場合）　金額（　　）円
□ 手数料の請求有り（補助金が交付されない場合も含む）　金額（　　）円

③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベル
☑ 【甲】から、省エネ性能ラベルは省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルについて記名を行うことを取り決めた
建築物の省エネ性能表示制度（省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベルの概要）についてはこちら

【乙】が個人の場合のみ記入
※クレジット制度への参加表明
補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果について
①②いずれかの方法によりクレジット化を実施する予定です。
☑ ①【事務局が指定する】Jークレジット事業実施団体
（Jークレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。）に入会予定
□ ②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済
プログラム名
（入会していない場合、空欄のままでよい。）

締結日　令和 8 年 ● 月 ● 日

【甲】補助事業者（工事施工者）※1
事務者名　給湯省エネ株式会社
代表者　工事　一郎【甲】
住所　〒100 - xxxx　東京都 千代田区 △△町 1-1-1

【乙】共同事業者（工事発注者）※1
氏名　注文　太郎【乙】
住所　〒100 - xxxx　東京都 港区 △△町 1-1-1

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと) ※すべて記載必須項目となります

❶ ⅰ)補助金の還元方法のいずれかにチェックがあること
ⅱ)申請手続きに係る【乙】が【甲】に支払う手数料のいずれかにチェックがあること
（手数料の請求有りの場合は金額の記入も必須）
ⅲ)建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベルについてチェックがあること
≪補助対象製品を導入する共同事業者が個人である場合≫
ⅳ)Jークレジット制度の参加表明について、以下のいずれかにチェックがあること
①事務局が指定するJークレジット事業実施団体
（Jークレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定
②地方公共団体または民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済
※②をチェックした場合、プログラム名を記入すること。(未記入の場合は不備となります)

❷ 規約の締結日が記入されていること

❸ ⅰ)販売事業者の事業者名、代表者氏名および住所が記入され、押印(法人印)されていること
ⅱ)補助事業者【甲】と一致すること

❹ ⅰ)住宅購入者の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること
ⅱ)共同事業者【乙】と一致すること

補　足

□ **共同事業実施規約の記入時における注意点**

≪共同事業実施規約における【甲】の注意点≫
◆不動産売買契約を締結した役職の方が記名・押印してください。
（必ずしも法人の代表者である必要はありません）

≪共同事業実施規約における【乙】の注意点≫
◆連名で発注し、契約を締結している場合、要件を満たす代表者が記名・押印してください。
（個人で自筆による署名の場合、押印は不要です）

□ **共同事業実施規約の締結日について**
共同事業実施規約は、不動産売買契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、不動産売買契約と締結日が一致しなくても問題ありません。

□ **【甲】【乙】間での条項の追加について**
共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定の様式であり、補助事業者および共同事業者が変更することはできません)

B 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 不動産売買契約書(原契約) 白黒可

本事業の補助対象製品を設置した新築分譲住宅の「不動産売買契約書」を提出します。

入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

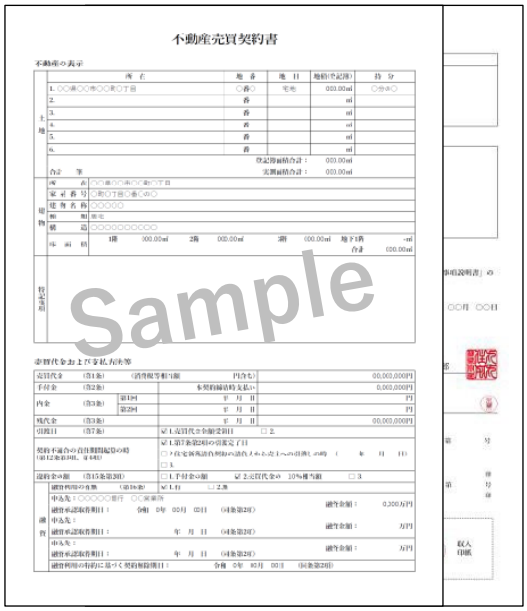

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶建物の不動産売買契約の原契約であること

❷建物の不動産売買契約の締結日の記載があること

❸購入した住宅の住所が、対象住宅の所在地と一致すること

❹住宅購入者(買主)の記名・押印があり、共同事業者であること
(個人で記名が自署の場合は押印なしでも可)

❺販売事業者(売主または販売代理)の記名・押印があり、給湯省エネ事業者であること

❻以下の項目が確認できること
◆新築分譲住宅の売買であること
◆売買代金

補 足

□ **不動産売買契約の電子契約について**
本事業の補助対象になる新築分譲住宅の購入について、提出される不動産売買契約書は電子契約にて締結されたものでも問題ありません。
ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。
特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P51～52を参照ください。

□ **いわゆる施主支給や材工分離による工事について**
新築住宅の購入者が補助対象製品を購入し、その取り付けを依頼する工事(いわゆる施主支給や材工分離による工事)は本事業の対象になりません。補助対象製品費用を含めて不動産売買契約を締結しているものが対象です。

C 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分) 白黒可

本事業の補助対象製品であることがわかる書類として、製品型番(型式)確認書類を提出していただきます。
写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。
忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。
(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です)

No	補助対象製品	製品型番(型式)確認書類
1	ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	保証書
2	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	銘板ラベルの写真
3	家庭用燃料電池(エネファーム)	銘板ラベルの写真

C－1 ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

設置した補助対象製品の保証書(メーカー発行のもの)を提出します。(設置台数分)

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

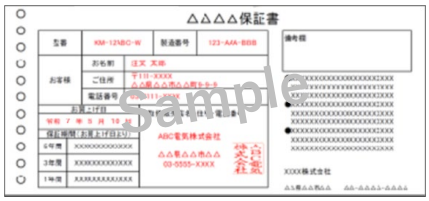

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ エコキュートの保証書であることがわかること
❷ 製品型番(型式)がわかること
❸ 製品番号(シリアル)が確認できること
❹ メーカー名がわかること
❺ 販売店名がわかること
❻ お客様名の記載があり、共同事業者(またはその家族等)と一致すること
❼ お客様住所の記載があること
❽ お客様電話番号の記載があること
❾ 購入日の日付がわかること

※保証書において、確認事項の記載がない場合は
銘板ラベルの写真等を追加証憑として求めることがあります。

補 足

□ **エコキュートの保証書について**

◆メーカー発行の保証書でなければなりません。販売店等が発行する保証書は対象になりません。
◆上記の確認事項の記載がない保証書は対象になりません。(販売店のレシート等では代替できません)
◆メーカー発行であっても、補助対象になる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された製品が特定できない場合は、対象になりません。
◆製品型番(型式)や製造番号(シリアル)は印字箇所であり、当該箇所が手書きやシール加工等のある保証書は対象になりません。
印字箇所が薄い場合は、上書きは行わず濃くスキャンしてください。

【重要】 保証書は必ず「原本」を提出してください(コピーへの印字不可)

以下のように、原本への記入ではないと判断された保証書は不備となる場合があります。
保証書は必ず必要事項を記載した**原本**のスキャンデータを提出してください。

◆白紙の保証書をコピーし、後から文字を記入した保証書
◆画像編集ソフトで追記を行った保証書

※次ページへ続く

C－2　電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

設置した補助対象製品の銘板ラベルの写真を提出します。(設置台数分)

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

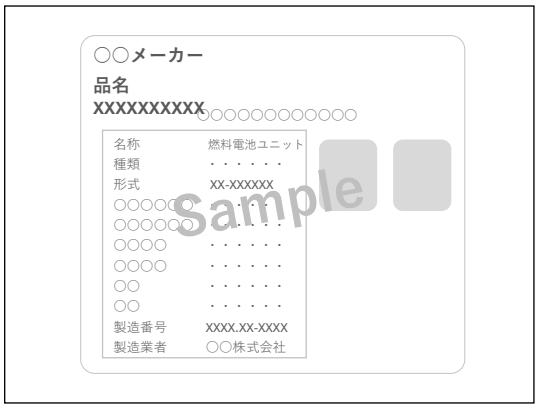

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶【ヒートポンプユニット】の銘板を撮影すること
❷ 製品型番(型式)が確認できること
❸ 製品番号(シリアル)が確認できること
❹ 製造年月が確認できること

C－3　家庭用燃料電池(エネファーム)

設置した補助対象製品の銘板ラベルの写真を提出します。(設置台数分)

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

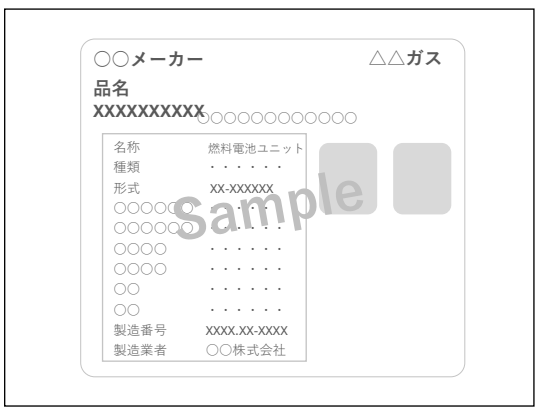

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶設置した製品の銘板を撮影すること
◆固体**酸化物**形燃料電池(SOFC)は、
【燃料電池ユニット】のみで可
◆固体**高分子**形燃料電池(PEFC)は、
【燃料電池ユニット】と【貯湯ユニット】の両方が必要
❷製品型番(型式)が確認できること
❸製品番号(シリアル)が確認できること
❹製造年月が確認できること

D 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 新築住宅確認書類(建築確認における検査済証) 白黒可

入手 住宅購入者(共同事業者)

第二十四号様式（第四条の六関係）

建築基準法第７条第５項の規定による

検　査　済　証

第　000-00000000000　号
令和　0年　00月　00日

○○○○○○○　様

株式会社 ○○○○検査機関
代表取締役　○○ ○○

下記に係る工事は、建築基準法第７条の２第１項の規定による検査の結果、建築基準法第６条第１項（建築基準法第６条の３第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1．確認済証番号　第　000-00[illegible]00[illegible]　号
2．確認済証交付年月日　令和　0年　00月　00日
3．確認済証交付者　○○○検査機関　○○ ○○
4．建築場所、設置場所又は築造場所　○○県○○市○○町○○丁目0-0
5．検査を受けた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（1）建築物の名称　○○○○○○○○
（2）主要用途　共同住宅
（3）工事種別　新築
（4）延べ面積　a．申請部分　000.00 ㎡
b．申請以外の部分　0.00 ㎡
c．合計　000.00 ㎡
（5）申請棟数　1棟
（6）主たる建築物の構造　鉄筋コンクリート
（7）主たる建築物の階数　地階を除く階数(地上階数)　0 階
地階の階数　0 階
6．検査年月日　令和　0年　00月　00日
7．検査を行った確認検査員氏名　○○ ○○

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「検査済証交付年月日」が不動産売買契約の締結日から1年以内であること＊1
❷「建築場所、設置場所または築造場所」が購入した住宅であること
❸「主要用途」が「一戸建て住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
❹「工事種別」が「新築」であること

＊1　検査済証が2025年3月20日に提出されている場合、不動産売買契約が2026年3月20日までにされていることをいいます。(民法の規定に基づき初日不算入)

E 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 工事【後】写真（設置台数分） カラー

本事業の交付申請には、補助対象製品の設置後*1の工事写真を提出する必要があります。
下の例を参考にして、申請内容に応じて必要な工事【後】写真を撮影してください。

写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。

忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

＊1　工事【前】写真は提出不要です。

工事【後】に撮影する写真

新しく導入した補助対象製品の設置場所の写真を撮影する必要があります。

入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

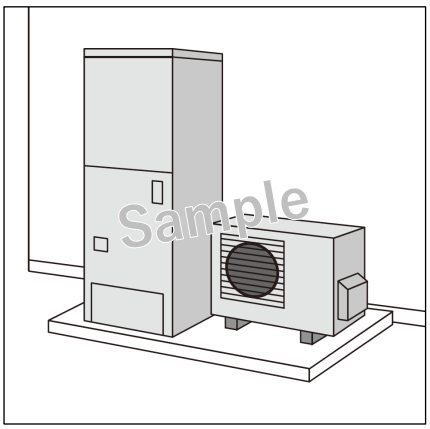

設置住宅ごとの写真の内容

設置する住宅	工事【後】写真の内容
新築分譲住宅	新しく導入した補助対象製品の設置場所の全体が収まるように撮影

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 上記の表中に記載されている内容の写真が添付されていること

■工事写真撮影アプリをご活用ください

本キャンペーンでは、各事業における交付申請(予約を含む)にて提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネキャンペーン・工事写真撮影アプリ」を利用できます。

本アプリの利用により、以下の**≪メリット≫**が期待できます。

≪アプリ利用によるメリット≫
◆交付申請にかかる事務作業の効率化
◆不適切な交付申請の抑止
◆追加写真提出の依頼や不備訂正の減少
◆審査日数の短縮

なお、本アプリは無料で利用できます(利用は必須ではありません)。
是非ご活用ください。

F 予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ 住宅購入者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類) 白黒可

以下１)～４)のいずれかの書類を１つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

入手 住宅購入者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「氏名」が住宅購入者(共同事業者【乙】)であること

❷ 有効期限内のものであること
※１)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補　足

□ 個票、世帯票のいずれも可

□ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません)

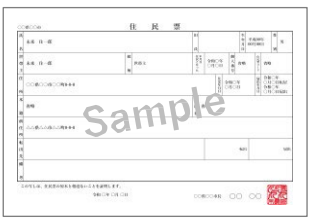

2) マイナンバーカード

補　足

□ 必ず表面のみ提出
※ 裏面にはマイナンバー・QRが記載されて
いるため、提出しないでください。

3) 運転免許証

補　足

□ 運転経歴証明書でも可

□ 国際免許証は除く

4) 在留カード または 特別永住者証明書

補　足

□ 外国人登録証明書は不可

在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの

有効期間内のもの

※次ページへ続く

第5章 添付書類の詳細

補　足

□ **マイナンバーが記載されている書類のマスキングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず住宅購入者(共同事業者)による**マスキングを行った上で提出**してください。

≪住民票≫

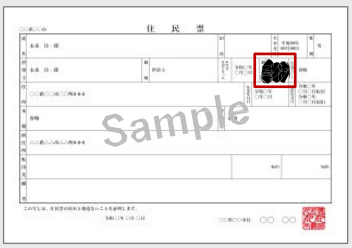

≪マイナンバーカード≫

マイナンバーカードは
必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが
記載されているため、提出しないでください。

マスキングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

第5章 添付書類の詳細

G　予約時　予約後交付申請　交付申請のみ

≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合≫

台所に設置したリモコンの型番(型式)
または 無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書

白黒可

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)やハイブリッド給湯機の性能要件適合のために台所リモコンや無線LANアダプターが必要となる場合は、**補助対象製品を納品した販売事業者(給湯省エネ事業者)が発行**した共同事業者宛の納品書を提出してください。

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

≪納品書のイメージ≫

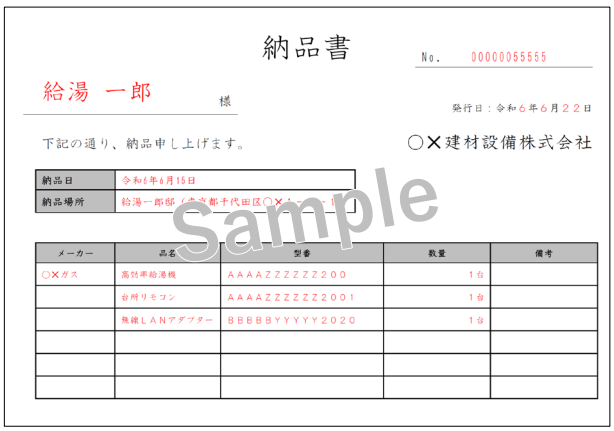

納品書　No. 00000055555

給湯 一郎 様

発行日：令和６年６月２２日

下記の通り、納品申し上げます。

○×建材設備株式会社

納品日	令和6年6月15日
納品場所	給湯一郎邸（[illegible]都千代田区○×[illegible]）

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×ガス	高効率給湯機	AAAAZZZZZZ200	1台	
	台所リモコン	AAAAZZZZZZ2001	1台	
	無線LANアダプター	BBBBBYYYYY2020	1台	

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

≪台所リモコンの場合≫

❶書類が納品書であること
❷納品先住所が対象住宅の住所と一致すること
❸納品事業者名が販売事業者(給湯省エネ事業者)であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合は P50を参照してください。
❹製品名の記載が確認できること
❺製品型番(型式)もしくはセット型番の記載があること
❻台数の記載があること
❼納品日の記載があること

≪無線LANアダプターの場合≫

❶書類が納品書であること
❷納品先住所が対象住宅の住所と一致すること
❸納品事業者名が販売事業者(給湯省エネ事業者)であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合は P50を参照してください。
❹製品名の記載が確認できること
❺製品型番(型式)の記載があること
❻台数の記載があること
❼納品日の記載があること

補　足

□ **本事業用の納品書について**
高効率給湯器メーカーが本事業用の納品書を準備している場合があります。
当該書類については、上記に例示した納品書の代替書類として扱います。
(詳細は各メーカーのホームページを確認、または直接メーカー窓口までお問い合わせください)

H 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 台所リモコンの場合≫

台所リモコンを設置したことがわかる 工事【後】写真（設置台数分）

カラー

台所に設置したリモコンの型番(型式)が確認できる工事【後】写真を提出してください。

入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

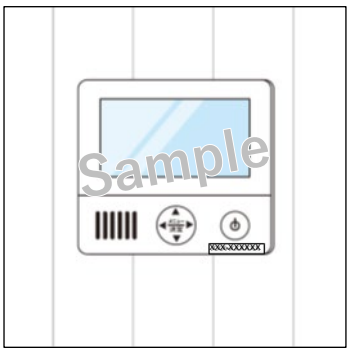

確認事項
（以下のすべてを満たすこと）

❶製品型番(型式)が確認できること
❷設置された製品全体が確認できること

※以下のような写真の場合 不備となります。

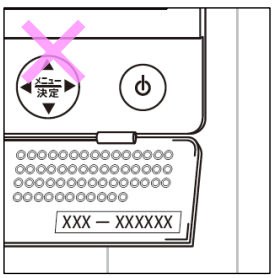

リモコンの全体が見えない

補　足

□ **台所リモコンの撮影における注意事項**
各メーカーの機種ごとに、製品型番(型式)が印字されている箇所は異なります。
リモコンの製品型番(型式)が確認できるように撮影を行ってください。

≪表面に印字≫

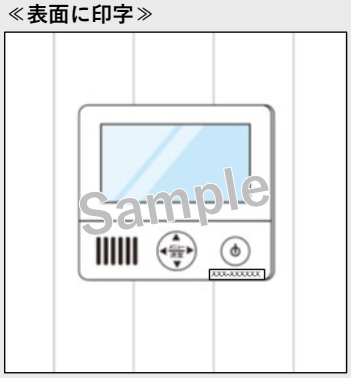

≪フタ内側に印字≫

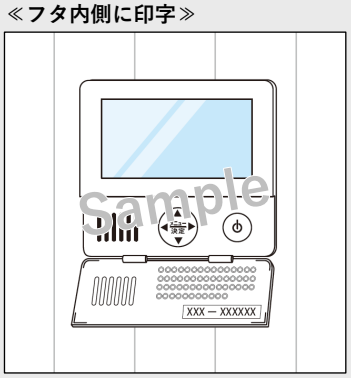

≪底面に印字≫

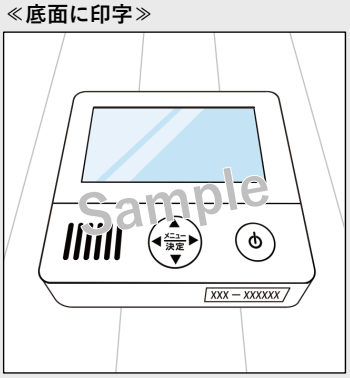

≪重要≫工事写真の流用または偽造等の不適切な行為について

同一の工事写真(工事前後、リモコンもしくは無線LANアダプター等)の流用または偽造に限らず、不適切な行為については、故意か故意ではないかをを問わず、本事業の事業者登録規約 第９条に基づき、厳正に対処します。

具体的には、

◆本事業における登録事業者の資格停止
◆住宅省エネ2026キャンペーンの他事業における登録事業者の停止
◆不適切な行為を行った事業者としての公表
◆不適切な行為があった交付申請の一部または全部について、受付の却下、交付決定の取り消し、補助金の不交付または交付の一時停止、交付済の補助金の返還請求(加算金を含む)
◆他の交付申請の一部または全部について、受付の却下、交付決定の取り消し、補助金の不交付または交付の一時停止、交付済の補助金の返還請求(加算金を含む)

等の対応を行うことがあります。

交付申請にあたっては、不適切な行為と誤解されないよう、提出書類を含めた申請内容に誤りがないことを十分確認の上、提出を行ってください。

I

予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ

≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合≫

無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【中】写真（設置台数分）

カラー

無線LANアダプターを設置したことが確認できる工事【中】写真を提出してください。

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

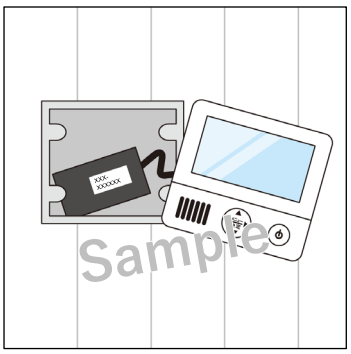

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶製品型番(型式)が確認できること
❷設置された製品全体が確認できること

※台所リモコンとの接続後(工事中)に撮影、
　または工事後にリモコンを外して撮影しても可。

J

予約時 / 予約後交付申請 / 交付申請のみ

≪性能要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合≫

無線LANアダプターを設置したことがわかる 工事【後】写真（設置台数分）

カラー

無線LANアダプターを設置したことが確認できる工事【後】写真を提出してください。

入手 **販売事業者(給湯省エネ事業者)**

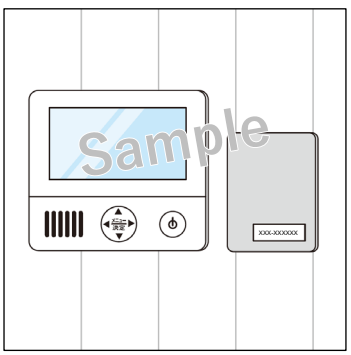

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶製品型番(型式)が確認できること
❷設置された製品全体が確認できること

※壁に取り付けた後(工事後)に撮影。
※必ずしも壁に設置されている必要はありません。

第5章 添付書類の詳細

K 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ ≪住宅購入者が法人の場合≫ 法人の実在確認ができる書類 白黒可

「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

入手 住宅購入者(共同事業者)

≪商業登記の現在事項全部証明書*1 または履歴事項全部証明書*1≫

もしくは

≪法人印の印鑑証明書*2≫

確認事項

❶「商号」が住宅購入者の会社名と一致すること

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

*2 発行元の記載、押印があること

L 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ ≪エネルギー小売業者が申請を代行する場合≫ 住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類 白黒可

エネルギー小売業者が交付申請の手続きを行う場合は、住宅購入者とのエネルギー販売契約が確認できる書類(エネルギー利用料金の請求書、領収書、使用量通知等)を提出してください。

※エネルギー小売業者が交付申請を行う際の詳細はP50参照

入手 住宅購入者(共同事業者)

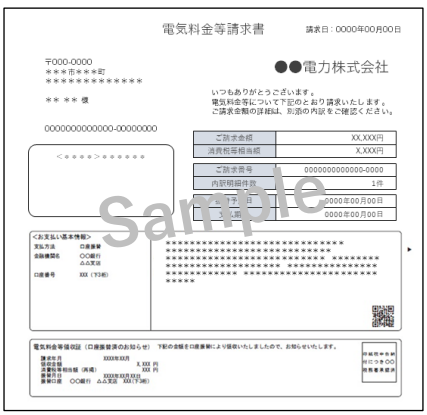

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ エネルギー小売業者の名称が、給湯省エネ事業者と一致すること

❷ エネルギー利用者の住所が表示されており、対象住宅の住所と一致すること

補 足

□ **エネルギー小売業者との契約者について**
電気・ガスの供給契約の名義は、必ずしも住宅購入者(共同事業者)である必要はありません。(家族等も可)

第5章 添付書類の詳細

購入・工事タイプ K3 新築分譲住宅 ※戸別申請のみ

M 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫

貯湯ユニットの銘板写真 カラー

貯湯ユニットの型番(型式)がわかる銘板ラベルの写真を提出してください。

入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

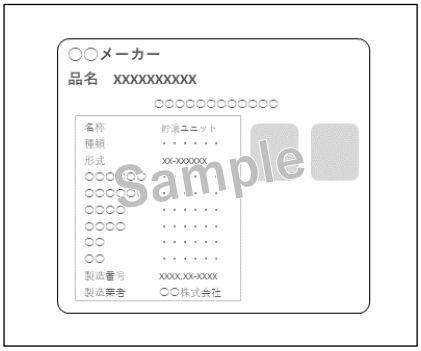

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶設置した貯湯ユニットの銘板ラベルであること
❷製品型番(型式)が確認できること
❸製品番号(シリアル)が確認できること
❹製造年月が確認できること

N 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

≪性能加算要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合≫

貯湯ユニットを設置したことがわかる 工事【後】写真 (設置台数分) カラー

貯湯ユニットを設置したことが確認できる工事【後】写真を提出してください。

入手 販売事業者(給湯省エネ事業者)

≪貯湯ユニット単体の例≫

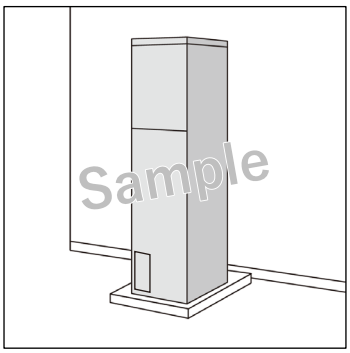

≪給湯器本体を含む例≫

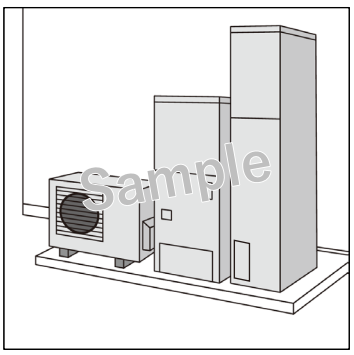

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶追加した貯湯ユニットの全体が確認できること

※追加された貯湯ユニットと給湯器本体が一体的に設置されている場合は、
すべての製品が確認できること。
(「給湯器本体の工事【後】写真」で貯湯ユニットの設置も確認できる場合は、
同じ写真の提出でも可)

給湯省エネ
2026事業

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

第6章　その他

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

6－1　エネルギー小売業者による申請の代行について

共同事業者が、販売事業者等に本事業の交付申請等を委託できない場合、補助対象製品を設置した住宅に電力・ガスの供給を行うエネルギー小売業者(電力会社、ガス会社等)が、申請手続きを代行することができます。
ただし、本事業の「共同事業実施規約」により、エネルギー小売業者と締結する必要があります。
また、エネルギー小売業者は、予め本事業の給湯省エネ事業者に登録する必要があります。

エネルギー小売業者による代行のイメージ

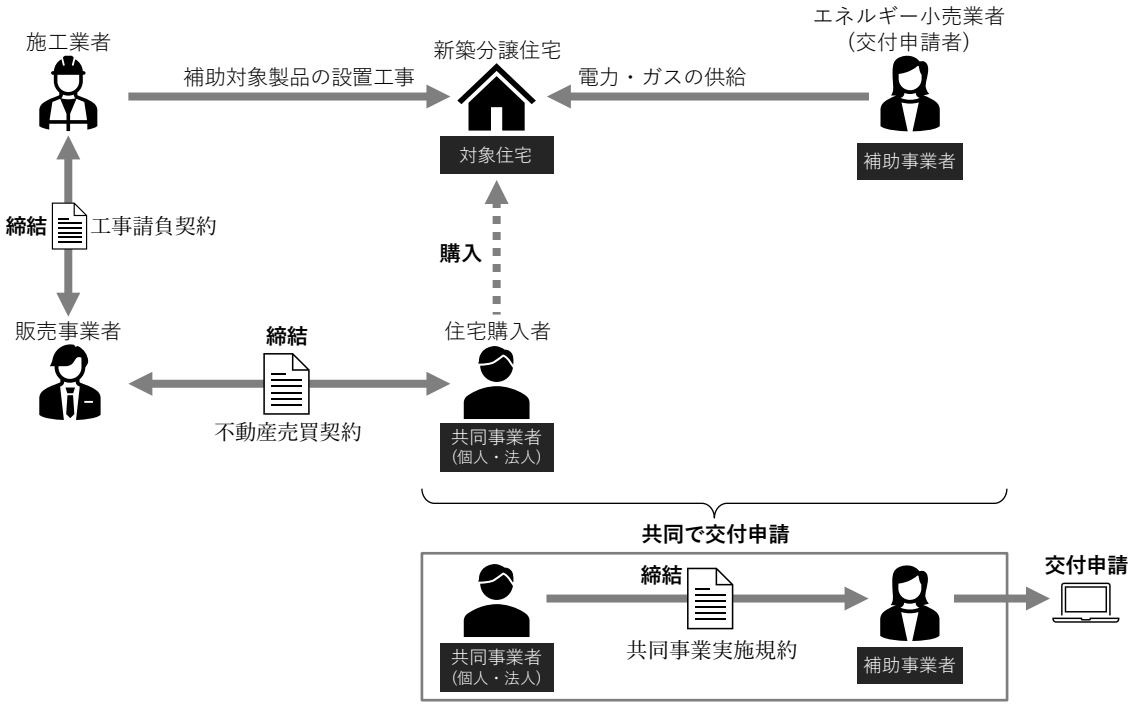

① 交付申請に係る対象期間の要件

◆2025年11月28日以降の住宅の引渡し

② 交付申請にあたっての追加書類

◆エネルギー小売業者との電力・ガスの販売契約が確認できる書類
（上記の他、交付申請に必要な書類が揃わない場合、交付申請を行うことはできません）

※エネルギー小売業者による代行の場合に提出が必要な書類の詳細はP47を参照してください。

6－2　契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる高効率給湯器の設置について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

❶契約日(着工日前であること)
❷契約の発注者と請負者双方の同意
❸同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P37をご確認ください。
※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1　契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

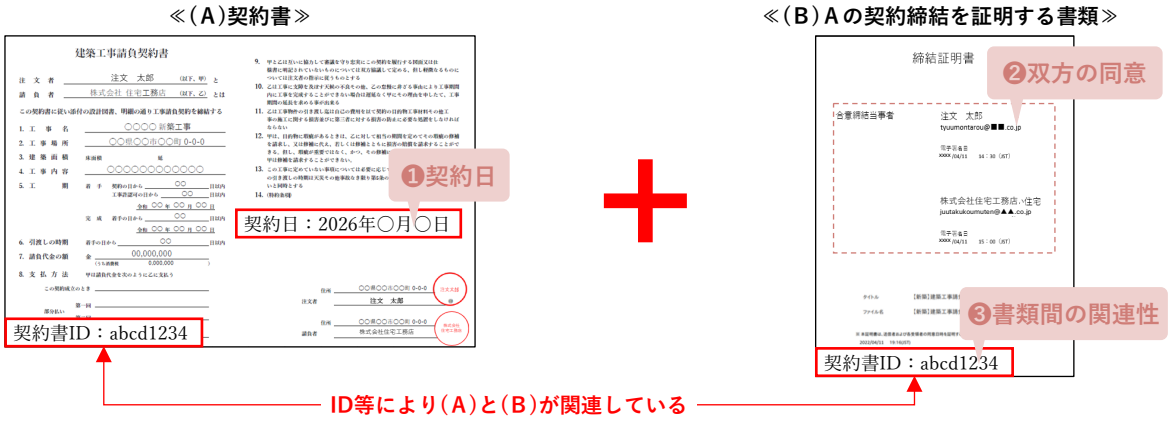

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2　契約日の記載はないが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

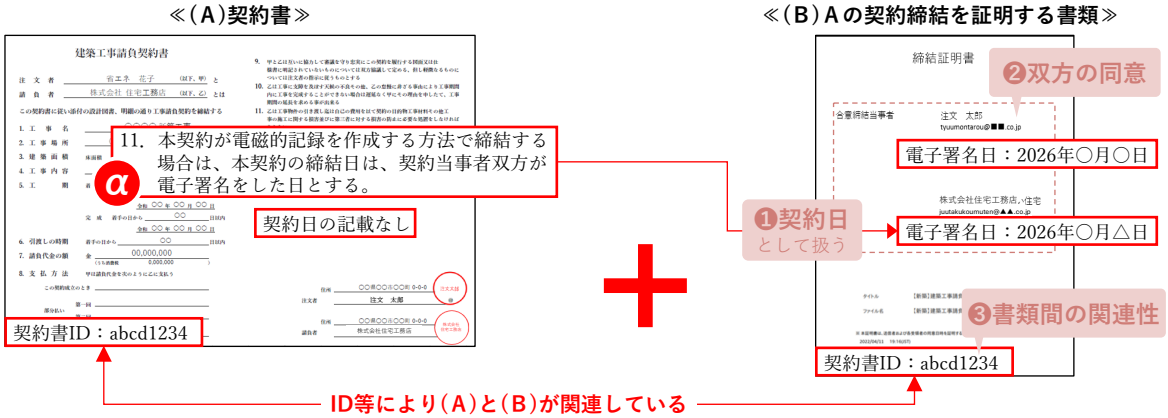

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。
※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。
※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確ではない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3 契約日の記載はないが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結日を証明する書類(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約(C)』と『Cの合意締結日を証明する書類(D)』を併せて提出し、契約日を申告します。

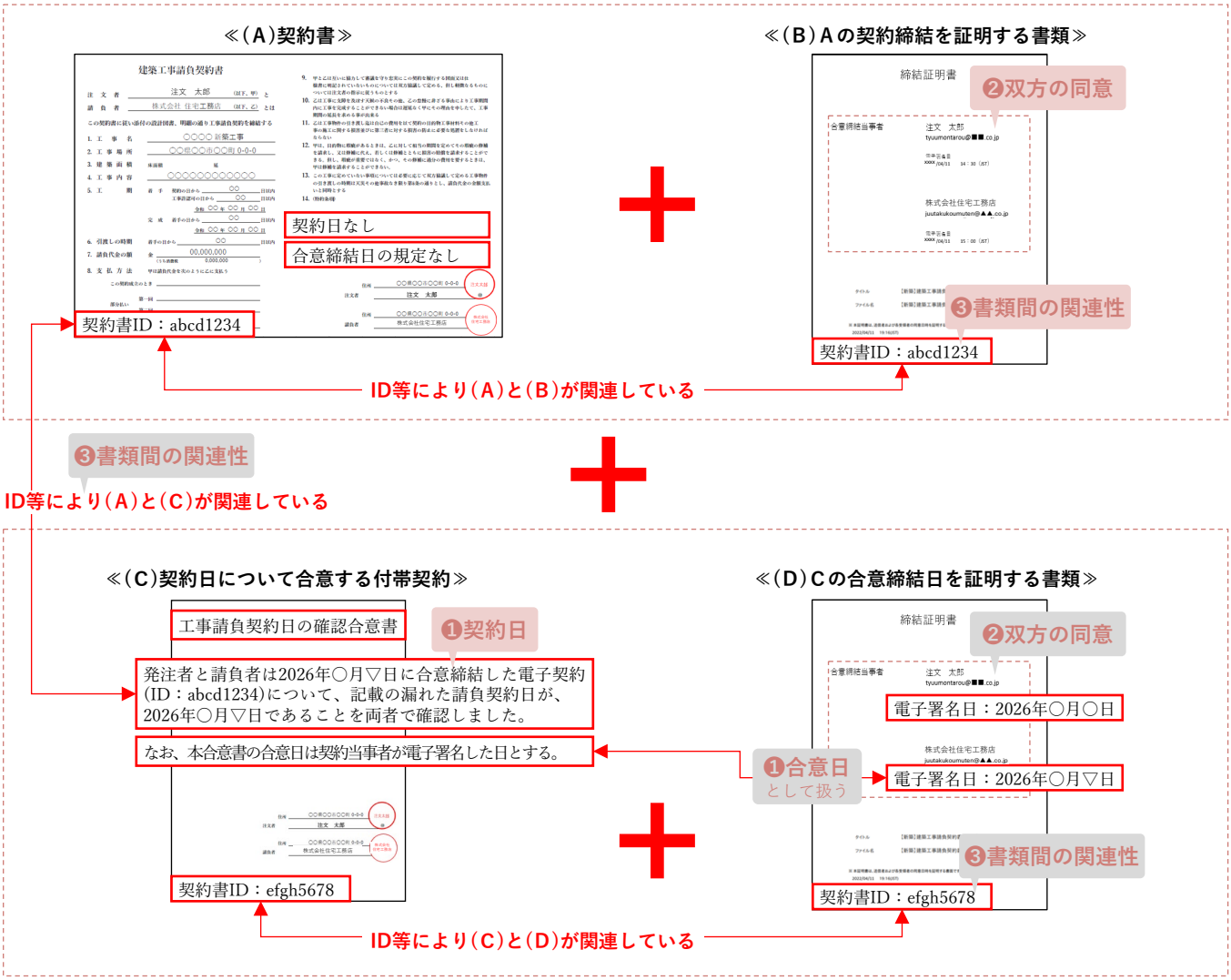

※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であるかを確認できません。
また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。

6－3　交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の住宅購入者(共同事業者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

≪交付決定と振込のお知らせのイメージ≫　※住宅購入者(共同事業者)宛

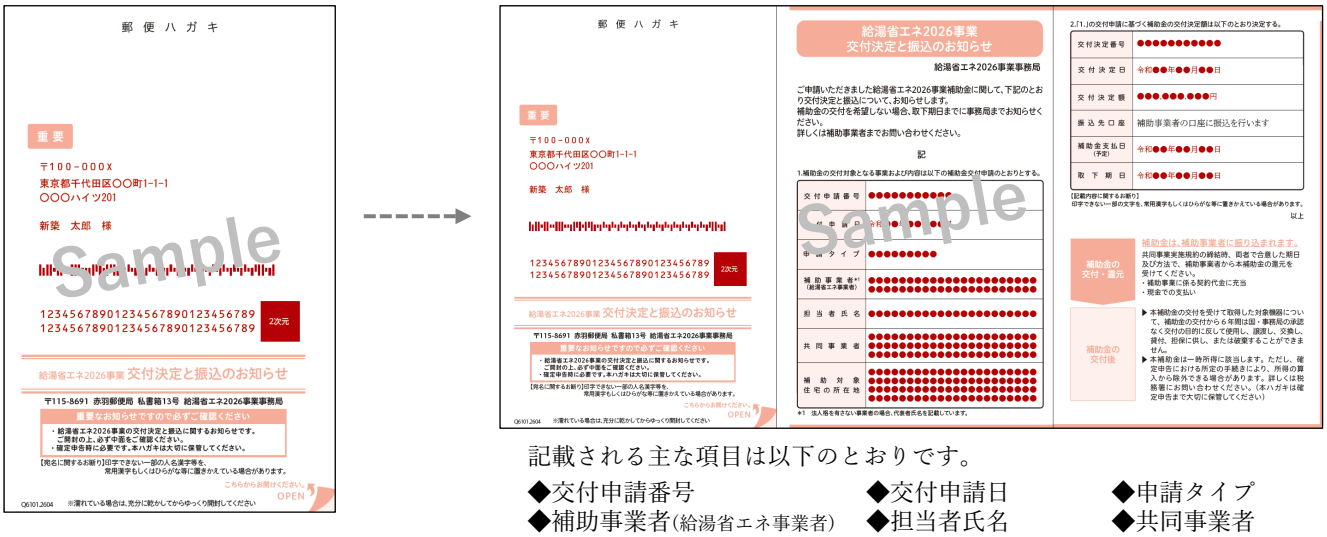

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆交付申請番号
◆補助事業者(給湯省エネ事業者)
◆補助対象住宅の所在地
◆交付決定額
◆取り下げ期日
◆交付申請日
◆担当者氏名
◆交付決定番号
◆振込先口座
◆申請タイプ
◆共同事業者
◆交付決定日
◆補助金支払日(予定)

※紛失した場合は再発行はできません。
　共同事業者が紛失等した場合は、給湯省エネ事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

6－4　補助金の確定・交付時の郵送物

振込にあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

≪振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ≫
※統括アカウント利用者または経理担当者宛

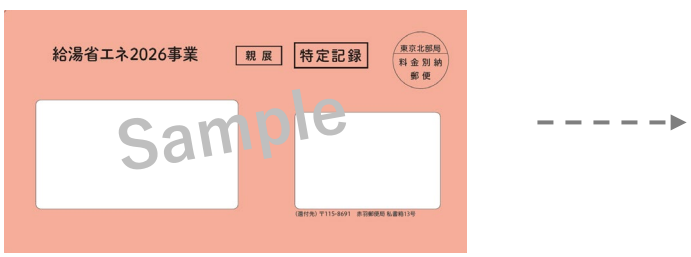

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆事業者登録番号
◆担当者氏名
◆振込先口座情報
◆共同事業者名
◆補助事業者名
◆補助金確定日
◆申請担当者(担当者アカウント氏名)
◆補助対象住宅の所在地
◆担当者所属
◆振込予定日
◆交付申請番号
◆振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
　振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

給湯省エネ
2026事業

K3
購入・工事タイプ
新築分譲住宅
※戸別申請のみ

第7章　更新履歴

第7章 更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2026/3/26	P10	修正	1－11　事業スケジュール　＊2 （修正前）　添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。 （修正後）　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
2	2026/3/26	P16	修正	2－4　補助対象期間　＊5 （修正前）　添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。 （修正後）　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
3	2026/3/26	P28	修正	4－7　交付申請の予約　＊2 （修正前）　添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。 （修正後）　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
4	2026/3/26	P30	修正	4－9　交付申請　＊1 （修正前）　添付書類の登録については予定が決まり次第公表いたします。 （修正後）　添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
5	2026/6/12	P10	修正	1－11　事業スケジュール （修正前）　※一括申請、ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。 （修正後）　※ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。
6	2026/7/24	P10	削除	1－11　事業スケジュール （削除）　※ワンストップ申請(戸別)の交付申請開始については予定が決まり次第公表いたします。